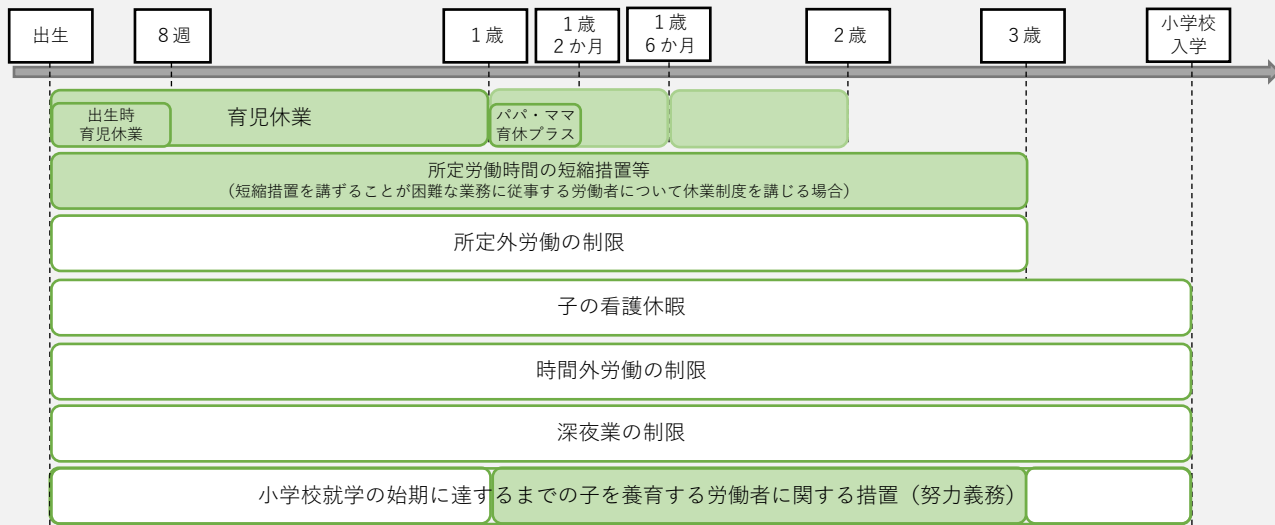


育児休業制度及び健康保険料の免除要件の改正について

★育児休業制度の全体像（塗りつぶし部分は健康保険料の免除対象となることがあります）

育児・介護休業法における育児休業制度の全体像は下図のとおりです。



※出生時育児休業は令和4年10月1日施行

★健康保険料が免除となる「育児休業等」とは次の6種類があります。（④は令和4年10月1日施行）

- ① 1歳に満たない子を養育するための休業
 - ② 1歳から1歳6月に満たない子を養育するための休業
 - ③ 1歳6月から2歳に満たない子を養育するための休業
 - ④ 子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に4週間以内の期間を定めてする休業（出生時育児休業）
 - ⑤ 3歳に満たない子を養育するものについての所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難な業務に従事する労働者に講じる育児休業に関する制度に準ずる措置による休業
 - ⑥ 1歳から3歳に達するまでの子を養育するものについて育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業
- } 育児休業
} 等

※実務的には、⑤は①～④の育児休業の後に取得することになるため、⑥と同じく1歳から3歳までの休業となります。

★健康保険料が免除となる「育児休業等」の取得方法の例は下図のとおりです。（令和4年10月1日以降）

